

【事務の根拠】

動物質原料の運搬等に関する条例（以下、「条例」という。）第十六条

運搬業者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに知事に検査証を返納しなければならない。

- 一 運搬容器を廃棄したとき。
- 二 亡失した検査証を発見したとき。
- 三 検査証をき損したとき。
- 四 検査証の有効期限が経過したとき。

【届書様式】

動物質原料の運搬等に関する条例施行規則第十一条

条例第十六条の検査証の返納は、別記第八号様式の届書を提出してしなければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、名〕  
称及び代表者の職氏名

動物質原料運搬容器検査証返納届

下記のとおり動物質原料運搬容器検査証が不要になったので、動物質原料の運搬等に関する条例第16条の規定により返納します。

記

1 枚 数

2 理 由